

【被疑事実の要旨】

被告発人・作田学医師は、患者を直接診察することなく診断書を交付する行為を禁じた医師法20条に違反して、被告発人・A娘の診断書を作成した。それを受けて被告発人・A夫と被告発人・A妻は、娘の診断書と既に作田医師が作成していた自らの診断書の計3通の診断書を根拠に、告発人・藤井将登に対して4518万円の金銭請求などをする訴訟を横浜地裁へ起こした。さらに提訴後、医師法20条違反の下で作成された娘の診断書に「甲46号証の6」の号証番号を付し、病名だけを変えてそれを再行使するに至った。しかし、横浜地裁は3人の請求を棄却しただけではなく、作田学医師が娘の診断書を交付した行為を医師法20条違反と認定した。無診察で交付された診断書は、虚偽診断書に該当するとの判例が複数あり、告発人らは刑事告発するに至った。

【不起訴処分を不当とする理由】

1、判例違反

横浜地検が下した不起訴処分は、無診察により交付された診断書が虚偽診断書に該当すると解釈する次の判例に反している。

(a) 福岡高裁宮崎支部平成元年3月14日判決

虚偽診断書作成罪は医師が公務所に提出すべき診断書等に虚偽の記載をしたときに成立するものであり、また自ら診察しないで診断書を交付した医師法違反の罪はその所為をもって成立するところ、自ら診察しないで診断書を作成することはそれ自体診断書の内容に虚偽を記載することにもなるのであるから、上記は1個の行為で2個の罪名に触れるものである。

(■資料1)

(b) 大審院大正5年1月27日判決・大審院刑事判決録第22輯第2巻

因て按ずるに、医師が公務所に提出すべき診断書を作成するに当り診察の結果其認知したる事項に反する記載を為したる場合はもちろん、自ら診察を為さずして診断書を作成し之に診断に関する虚偽の記載を為したるものはいずれも診断書の内容に関し虚偽の記載を為したるものなるが故に刑法第160條に医師公務所に提出すべき診断書に虚偽の記載を為したるときとあるに該当し・・・

2、~~娘~~の診断書(甲46号証の6)に見る事実摘示の誤り

告発人・藤井敦子は、2022年3月18日の午後、電話で横浜地検の岡田万佑子検事に、不起訴処分の理由を尋ねた。無診察により交付された診断書を刑事事件では虚偽診断書と解釈することができないというのが岡田検事の言い分だった。作田医師は、他の医師が交付した診断書を参照にして診断した事情を考慮すると、虚偽診断書とまでは言い切れないとのこ

とだった。

そこで作田医師が娘の診断書を交付するに際して参照にしたとされる診断書のうち、特に影響力が大きい宮田幹夫医師と倉田文秋医師が交付した診断書の所見と、作田医師が交付した診断書の所見を比較してみる。

■宮田医師が交付した診断書の所見

「微量な化学物質、特に空気汚染化学物質に敏感に反応して体調不良となる症状であり、関係者の配慮が望まれる」

■倉田医師が交付した診断書の所見

「非喫煙者であり、受動喫煙環境、経過、自覚症状により受動喫煙症（分類レベル3）と診断します」

宮田医師と倉田医師の所見は、いずれも単に娘が空気汚染による身体反応を示すことを指摘したものに過ぎない。これに対して作田医師の診断書は、直接現場へ足を運び、かつ本人を直接診察しなければ確認のしようがない「所見」を記述している。言葉を変えると創作である。具体的には次の所見記載である。

■被告発人・作田医師が交付した診断書の所見

「団地の一階からのタバコ煙にさらされ、1年ほど前からタバコ煙に接するたびに昨年暮れから咽頭炎、呼吸困難を生じていた。昨年の暮れからは化学物質過敏症が増悪し、洗剤、寝具や衣類の化学繊維まであらゆる化学物質に反応し、口内炎、咽頭炎などを生じ、呼吸が困難になる。このため、体重が10Kg以上減少した。微量の化学物質にも激しく反応し、外出が困難になっている。治療法は、原因となる物質のない環境にいることだけである。」

宮田医師と倉田医師の診断書の所見の間には類似性が認められるが、作田医師による診断書の所見には宮田医師と倉田医師の所見とは異質の創作された箇所が存在する。具体的には次の箇所である。

(a) 「団地の一階から（注：被告発人・A娘が）のタバコ煙にさらされ」

しかし、本件刑事告発の前提となったAらを原告とする民事裁判の判決（横浜地裁平成29年（ワ）第4952号）は、告発人・藤井宅から副流煙は外部へ漏れていないことを認定している。従って、被告発人・A娘が、「団地の一階からのタバコ煙にさらされていた」とする作田医師の所見は事実ではない。この点は作田医師には確認のしようのない所見であるから作田医師の創作であり、明らかな虚偽診断書というべき事項である。

(b) 「1年ほど前からタバコ煙に接するたびに昨年暮れから咽頭炎、呼吸困難を生じていた。」

このような医学上の所見に類似する記述は、宮田医師が作成した診断書にはみあたらない。確かにA娘が宮田医師に提出した「問診・質問票」には、「28年3月頃より、隣りの1階からインドネシア産の強いタバコの副流煙により体調悪化」という記述があるが、これは宮田医師の所見ではなく、単なるA娘による自己申告である。ところが作田医師は、この記述をあたかも客観的な事実のように創作し、診断書に記載したのである。

(c) 「口内炎、咽頭炎などを生じ、呼吸が困難になる。」

このような所見も宮田医師の診断書にも倉田医師の診断書にも存在しない。これらの所見が客観的な事実であるか否かの判断は、少なくとも娘を直接診察しない限り、不可能である。

作田医師は、直接の診察を行うことなく想像のみに基づいて上記の客観的に確認することが不可能な内容を診断書に記述したのであるから明らかな虚偽診断書作成罪に該当する。

(d) 「体重が10Kg以上減少した。」

作田医師は、娘の体重が10Kg以上減少したと記述しているが、宮田医師の診断書からも、倉田医師の診断書からも、そのような事実は読み取れない。娘の体重が10Kg以上減少したことを示す医学上の記録は存在しない。これも作田医師が創作したものである。

作田医師が交付した診断書は、明らかに虚偽であり客観的な事実とかけはなれている。医師法20条を遵守しなかったことがこれらの虚偽記述を生んだ原因である。

さらに作田医師の違法性（虚偽診断書行使罪）を示す別の診断書の存在もここに指摘しておく。理由は岡田検事が認知していないからである。

作田医師が平成29年4月12日付で作成した被告発人**A妻**に対する診断書には以下の記述がある。

「1年前から団地の一階にミュージシャンが家にいてデンマーク産のコルトとインドネシアのガラムなど甘く強い香りのタバコを四六時中吸うようになり、徐々にタバコの煙に過敏になっていった。」

このような内容は作田医師が客観的に確認できる内容ではなく、これも患者やその家族の主張をそのまま、診断書に記載することによって発生した虚偽の診断書といえる。このような記載を医師が診断書に行うことは下段に示した医師の行う診察・診断・診断書作成といった診療行為から大きく逸脱した行為であることは明白である。

結果的に、**A夫・妻・娘**の3人は、作田医師が作成した診断書に記載された客観的事実の欠落した記載、すなわち明らかな虚偽の診断書を根拠にして、藤井将登に対して法外に高額の金銭請求したのである。

3、法律を我田引水に解釈する誤り

医師法20条は、次のように無診察による診断書交付を禁止している。

【引用】第二〇条 医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

横浜地検の岡田万佑子検事は、3月18日の午後、告発人・藤井敦子に対して、医師法20条の解釈は、民事事件と刑事事件では異なる旨を述べ、法解釈については厚生労働省に

問い合わせたと話した。しかし、そもそも法律が我田引水に解釈できるのであれば、法律として機能しない。法律は文字どおりに解釈するのが基本原則である。まして他の医師が作成した診断書を参照にできる条件があれば、患者本人の診察を免除して診断書を交付することを認めるといふ例外条項は存在しない。岡田検事は、藤井敦子に対して、作田医師が宮田医師らの診断書を参照にして**A娘**の診断書を交付したことをもって、虚偽診断書には該当しないと説明したが、医師法20条にそのような例外条項は存在しないのである。

岡田万佑子検事のとった行動と判断は検察の中立性・公平性および独立性を放棄するものと言わざるをえない。そもそも診断書は患者や家族の言い分を記載する文書ではなく、診察（患者に直接接触をする行為を意味し、その目的は正確な情報を得て、正しい診断を下し、的確な治療を行い、その正当性をチェックすることにあると定義される）を通して医師が得た客観的事実（身体所見・検査所見など）に基づく診断内容のみを記載すべきものである。それにも関わらず岡田万佑子検事はこのことも認識されず、患者家族の感情的な申し出のみに基づく記載をすることも可能と考えているようであるが、この点は検事の見識として極めて不適切であると判断される。

本件刑事告発の背景には、不正な診断書を根拠に法外な、恫喝まがいの金銭請求が行われた事実がある。作田医師は、刑事罰を受けるべきである。

以上の理由により横浜地検の処分の取り消しを求める。作田医師を起訴すべきである。